

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、令和6年1月19日付けで提出された「(仮称)伏見工業高等学校跡地事業に係る配慮書案」について、令和6年4月9日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、市長意見を縦覧に供します。

令和6年4月17日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

阪急阪神不動産株式会社 代表取締役社長 福井 康樹

大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

(仮称)伏見工業高等学校跡地事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業

(3) 規模

開発面積：約40,380 m²

3 事業実施想定区域

京都市伏見区深草鈴塚町、深草六反田町 他

4 環境配慮の観点からの市長意見の縦覧の場所、期間、時間及び内容

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 縦覧の期間

令和6年4月17日から同年5月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関

する法律に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 縦覧内容

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000324975.html>

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)